

奈良県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	中窪 忠司	〃 丹生町一一二二
〃	東出 守正	〃 〃 一三〇四
〃	稲垣 正	〃 月ヶ瀬石打八三一
〃	久保田 清隆	〃 月ヶ瀬桃香野四四六一
〃	猪井 誠一	〃 月ヶ瀬長引三〇六一二
〃	橋詰 昭美	〃 都祁馬場町五八七一二
〃	宗岡 徳文	〃 針町一三三三
〃	松田 孝之	〃 藺生町二八八
〃	倉本 嘉文	〃 都祁吐山町二五〇一
〃	中西 功侑	〃 都祁小戸町一二三五
〃	窪田 政倫	山辺郡山添村大字三ヶ谷六二一
〃	中岡 宏	〃 〃 大字北野一三三三
〃	寺畑 恭典	〃 〃 大字春日一八九一
〃	木寅 久	〃 〃 大字大塩四〇九
〃	下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇
〃	藪内 延昭	天理市山田町二一一二
〃	津山 恭之	京都府木津川市加茂町例幣正等庵七
〃	並河 健	天理市田井庄町五四六
〃	竹内 幹郎	宇陀市榛原上井足一一七〇
監事	大西 英征	奈良市中貫町一〇〇一
〃	杉野 文隆	〃 月ヶ瀬月瀬一九五
〃	吉井 博俊	〃 都祁白石町二五〇三一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

〃	甲谷 彦幸	山辺郡山添村大字勝原一〇七〇
〃	小林 基秀	宇陀市室生小原三九五
理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	中窪 忠司	〃 丹生町一一二二
〃	東出 守正	〃 〃 一三〇四
〃	高嶋 和美	〃 月ヶ瀬石打四四三
〃	上本 多雄	〃 月ヶ瀬桃香野四五三一
〃	小西 功	〃 月ヶ瀬長引四三六一
〃	西田 勝文	〃 都祁甲岡町九三―三
〃	吉井 博俊	〃 都祁白石町二五〇三一
〃	北森 隆	〃 都祁南之庄町八〇
〃	中嶋 茂樹	〃 都祁吐山町二三九三―二
〃	笠谷 精文	〃 針町二七一七
〃	窪田 政倫	山辺郡山添村大字三ヶ谷六二一
〃	中岡 宏	〃 大字北野一三―三
〃	寺畑 恭典	〃 大字春日一八九一
〃	木寅 久	〃 大字大塩四〇九
〃	下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇
〃	藪内 延昭	天理市山田町二―一二
〃	津山 恭之	京都府木津川市加茂町例幣正等庵七
〃	並河 健	天理市田井庄町五四六
〃	竹内 幹郎	宇陀市榛原上井足一一七〇
監事	岡田 一夫	奈良市水間町七〇八―三
〃	杉野 文隆	〃 月ヶ瀬月瀬一九五
〃	橋詰 昭美	〃 都祁馬場町五八七―二
〃	杉本 和雄	山辺郡山添村大字勝原一一二二
〃	今井 康富	宇陀市室生下笠間二六七―一